

指定通所リハビリテーション及び
指定介護予防通所リハビリテーション

契約書・重要事項説明書
個人情報使用同意書



カレス記念病院 通所リハビリテーション

カレス記念病院 通所リハビリテーション

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション契約書

利用者氏名 様 (以下「利用者」という) と

カレス記念病院 通所リハビリテーション（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し介護保険法等関係法令の趣旨にしたがって、医師の指示及び介護サービス計画書に基づき総合的リハビリテーションを実施し、利用者の心身機能の維持回復を目指します。

第2条（契約期間・契約の終了）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の介護保険の有効期間満了日までとします。
 - 2 利用者が本契約満了日前までに解約の申し出がない場合、本契約は自動的に延長となります。
 - 3 利用者は事業者に対して文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
 - 4 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。
 - 5 事業者は利用者及びその家族等が当施設や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（信用を失わせるような行為）を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 6 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者が1ヶ月以上の休止や入院で退院のめどが立たない場合
 - ③ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と判定された場合
 - ④ 利用者が死亡した場合

第3条（運営規程の概要）

事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの提供方法等）は【重要事項説明書】に記載したとおりとします。

第4条（通所リハビリテーション事業の内容）

事業者は利用者に対し、次の各項の居宅サービスを提供します。

- 1 医師の指示及び通所リハビリテーション計画書に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による総合的リハビリテーションを行います。
 - 2 利用開始時における医師の指示は、かかりつけ医へ事業者が代行し発行依頼を行います。
 - 3 リハビリ内容（実施時間や負荷量など）は、期待される効果およびアクシデントを考慮し、随時調整して行います。

(期待される効果)

- 筋力・麻痺・関節機能の維持・改善、体力維持・向上
 - 言語能力の改善、摂食・嚥下能力（食べ物を飲み込む）の改善
 - 精神活動の維持・改善
 - 心理活動の改善、情緒面の改善
 - 住環境の整備、福祉用具・自助具・装具の提案
 - 生活行為（生活動作・家事・趣味・仕事等）の再開・拡大など

(実際に起こりうるアクシデント)

- 転倒、転落、打撲、その他の外傷
- 誤嚥（食べ物が誤って気管に入る）、窒息
- 体調の急激な変化や自覚症状の出現
- 胸部痛・腹痛・関節痛・筋肉痛・気分不快、低血糖発作、意識消失、てんかん発作、心停止
　　血圧低下、不整脈など

(リハビリを実施しない場合に起こりうるアクシデント)

- 運動器障害（筋萎縮・関節拘縮・骨萎縮など）
- 循環・呼吸器障害（誤嚥性肺炎・心機能低下・血栓塞栓症など）
- 自律神経・精神障害（うつ状態・せん妄・見当識障害など）

第5条（通所リハビリテーション計画作成）

事業者は通所リハビリテーション計画の作成にあたり、担当者である理学療法士等に第1項から第3項の義務を履行させます。

- 1 理学療法士等は通所リハビリテーション計画の作成にあたり、医師の指示及び居宅サービス計画書を基に、利用者およびその家族に面接又は電話（テレビ会議を含める）等をした上で利用者の主体性を重視した計画書を作成することとします。
- 2 必要に応じて医師の医療情報書並びに介護支援専門員等からの情報等により、通所リハビリテーション計画の内容について、各担当者からの専門的な見地からの意見を聴取します。
- 3 通所リハビリテーション計画書は利用者の同意の上作成し、その計画書は利用者本人へご説明のうえ交付いたします。
- 4 利用者は事業者が第1項から第3項に規定する義務を履行するにあたり、可能な限り介護支援専門員に協力します。

第6条（通所リハビリテーション計画の変更）

利用者が通所リハビリテーション計画の変更を希望した場合、または事業者が通所リハビリテーション計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって通所リハビリテーション計画を変更します。

第7条（サービスの概要）

事業者は利用者の身体状況及び通所当日の健康状態を把握の上、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者へ総合的なリハビリテーションを提供します。

- ①体調確認
- ②理学療法、作業療法等のリハビリテーション、機能訓練
　　（個別リハビリテーション・集団リハビリテーション）
- ③送迎：マンション集合玄関でのお待ち合わせとなります。

運行状況により、到着時間が前後する場合がございます。

予定時刻より10分以上遅延する場合には、ご連絡させていただきます。

安全な乗降環境が確保されない場合は、送迎対応をお断り（中止含め）する場合がございます。

第8条（サービス提供の記録）

- 1 事業者はサービスの実施内容及び支援経過を記録することとし、契約終了後も5年間保管します。
- 2 利用者は事業者の営業時間内にて、利用者に関する第1項の支援経過記録を閲覧できます。
- 3 利用者は自らに関する第1項の支援経過記録の複写物の交付を受けることができます。

第9条（報酬）

事業者が提供する通所リハビリテーションに対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

第10条（利用者負担金）

- 1 事業者の利用料等は別紙「重要事項説明書」及び「料金表」に記載するとおりとします。なお、介護保険法の改定等があった場合、関係法令に従って利用料等が変更となります。
- 2 利用者が正当な理由がなく当事業所に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には契約を解除する旨の勧告をします。
- 3 利用者負担金は利用者が指定する金融機関より銀行引落し又は現金にて毎月支払うものとします。

第11条（キャンセル料）

キャンセル料は頂戴いたしません。通所のキャンセル等のご連絡はお早めにお申し出下さい。

第12条（秘密保持義務）

- 1 事業者及びサービス従事者はサービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 事業者はその従事者が退職後、在職中知り得た利用者およびその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者またはその家族の個人情報をサービス担当者会議等において用いることは、本契約をもって同意したとみなします。

第13条（個人情報の使用）

事業者は利用者及び利用者の家族の個人情報について次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意するものとする。

- 1 事業者が表示する「個人情報の利用目的について」に記載された内容
- 2 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

第14条（賠償責任）

事業者が居宅サービスの提供を行う上で当施設の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償する責任を負います。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

第16条（緊急時の対応方法）

事業者の職員はサービスの提供を行なっているときに利用者の病状等が急変する等の緊急事態が発生したときは、速やかに主治医又は専任医師等へ連絡その他の必要な措置を講じます。

第17条（留意事項）

事業者のサービス利用に当たっての留意事項は次に掲げるとおりとします。

- 1 飲酒・喫煙は禁止します。
- 2 火気の取り扱いについては火災予防のためマッチ、ライター等の所持は禁止します。
- 3 設備及び備品は大切に利用し、故意に破損又は滅失した場合は弁償するものとします。
- 4 所持品、備品等の持ち込みについては管理者の許可を得るものとします。
- 5 貴重品は極力持ち込まず、所定の保管場所を利用し、自己責任で管理するものとします。
施設内での盗難等につきましては、責任を負いかねます。
- 6 宗教の勧誘又は布教活動、商品の斡旋販売、政治活動等は禁止します。
- 7 ペットの持ち込みは禁止します。
- 8 緊急時を除いて、通所リハビリテーションを利用中は医療機関での受診は出来ません。
- 9 他の利用者または職員への迷惑行為は禁止します。

10 自ら通所される場合に起きた事故等については、一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（裁判管轄）

利用者と事業者は本契約に関してやむを得ず争訟となる場合は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

附則　・この規定は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. カレス記念病院 通所リハビリテーションの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	カレス記念病院 通所リハビリテーション
所在地	札幌市東区北6条東3丁目1番地
電話番号	(011) 777-1011
通常の事業実施区域	札幌市全域。ただし、送迎範囲は半径200m以内

(2) 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名
医師	日常的な医学的対応	1名以上
理学療法士	サービスの提供	1人以上
作業療法士		
言語聴覚士		
事務員	事務作業	適当数

(3) 営業日・営業時間・休業日

営業日	月～土曜日
営業時間	平日（8:30～12:30）／土曜日（8:30～10:00）
休業日	日曜・祝日／12月30日～1月3日

2. 事業の目的および運営の方針

(1) 事業の目的

社会医療法人社団 カレス サッポロ カレス記念病院 通所リハビリテーション

（以下「事業者」という）は、要介護状態及び要支援状態と認定された者で、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という）のサービスを利用しようとするもの（以下「利用者」という）に対して、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅でその有する能力に応じ、自立した社会生活を営むことが出来るように、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- 1 通所リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要な総合的リハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が居宅での生活を維持でき、ノーマライゼーションを達成できるよう在宅ケアの支援に努めてまいります。
- 2 通所リハビリテーションの実施に当たっては地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者その他の保健医療福祉サービス提供者並びに関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービスの提供を受けることが出来るよう努めてまいります。
- 3 通所リハビリテーションの提供に当たっては利用者の主体性と選択を重視し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解が得られるよう懇切丁寧な指導と説明を行うとともに、利用者の主体性と尊厳を重視したサービスを提供するよう努めます。
- 4 通所リハビリテーションの実施に当たっては、社会的使命を十分理解し、職員の質的向上を図るため研究及び研修の機会を設け、業務体制を整備してまいります。

3. サービスの概要

- (1) 理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション、機能訓練
医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要な総合的リハビリテーションを行います。
- (2) 通所リハビリテーション計画の作成
利用者が受けるサービスについて、医師の指示及び居宅サービス計画を基に、リハビリの目標と内容、リハビリの実施方法等を利用者や家族の方と相談しながら作成します。
また、定期的に利用者の身体状況について通所リハビリテーション計画を見直します。
- (3) 居宅介護支援事業所及び関係機関との連絡調整
利用者の身体状況・日常生活の変化等を随時、介護支援専門員及び保健福祉医療事業者と連携を図ります。
- (4) サービスの終了
①利用者の都合でサービスを終了する場合、文書による申出により随時解約できます。
②事業者の都合（人員不足等やむを得ない事情）でサービスの提供を終了する場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
③以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
ⅰ) 利用者が介護保険施設に入所した場合
ⅱ) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と判定された場合。
ⅲ) 利用者が死亡した場合
④利用者やその家族等が事業者や事業者の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。
⑤ご利用中止期間が1ヶ月以上超過している場合で、再開の目途が立たない場合は、一度契約を終了させていただくことがございます。

4. 利用料金（単位数）

*地域区分単価は1単価=10.17円となります
※利用料：総単位数×10.17×1割（または2割・3割）=自己負担額

（1）基本単位

要介護度	単位数
要支援 1	2,268 単位/月
要支援 2	4,228 単位/月
要介護 1	369 単位/日
要介護 2	398 単位/日
要介護 3	429 単位/日
要介護 4	458 単位/日
要介護 5	491 単位/日

（2）加算単位 *居宅サービス計画に基づき算定されます

①要支援

生活行為向上リハビリテーション実施加算	562 単位／月
口腔機能向上加算 I	150 単位／日
口腔機能向上加算 II	160 単位／日
科学的介護推進体制加算	40 単位／月
サービス提供体制強化加算 III（要支援 1）	24 単位／月
サービス提供体制強化加算 III（要支援 2）	48 単位／月

②要介護

リハビリテーションマネージメント加算（口1）	開始月～6ヶ月以内 863単位／月
リハビリテーションマネージメント加算（口2）	7ヶ月以降 543単位／月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月～6ヶ月以内 1,250単位／月
サービス提供体制強化加算 III	6単位／日
口腔機能向上加算 I	150単位／日（月2回）
口腔機能向上加算 II	160単位／日（月2回）
科学的介護推進体制加算	40単位／月
移行支援加算	12単位／日
短期集中リハビリテーション実施加算	3ヶ月以内 110単位／日

(3) キャンセル料

キャンセル料は頂戴いたしません。

キャンセル料の設定等の変更があった場合には、文書にてご案内いたします。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、その際一切料金はかかりません。

(5) その他

利用者が自ら使用する日常消耗品、また行事や趣味活動等における費用（材料費や交通費等）については、利用者が実費又は実費相当額を負担するものとします。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 事業者の苦情・相談窓口

事業者の利用に関する苦情・相談は以下の職員が承ります。

① 『カレス記念病院 通所リハビリテーション』 担当：小島 伸枝
TEL (011) 777-1011 FAX (011) 555-2480

②ご契約されている介護支援専門員へご相談下さい。

(2) 介護保険を含む福祉サービス全般に関する苦情・相談

① 札幌市役所（介護保険課） TEL 011-211-2972
② 北海道国民健康保険団体連合会 TEL 011-231-5161

6. 損害賠償保険

事業者の提供するサービスにおいて事故が発生し、事業者の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、事業者は損害賠償保険に加入しております。

7. 事故発生時の対応について

- (1) サービスの実施にあたって事故が発生した場合には、速やかに家族または身元引受人及び状況に応じて居宅介護支援事業所、市町村へ連絡するとともに、必要な場合、主治医または協力病院に依頼するなどの対応を講じます。
- (2) 前項において、事故により損害が発生した場合、第14条規定により速やかに損害を賠償いたします。

- (3) 当該利用者の家族・保険者が指定する者へ速やかに連絡し、事故の状況、事故の際にとった処置について記録するとともに原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

8. 個人情報開示について

ご自身の経過記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、代表者まで文書にてお申し込みください。場合によってはデータの開示をお断りすることもありますのでご了承ください。なお開示には手数料がかかります。

9. 第3者による評価の実施状況

第3者による評価は実施しておりません。

10. 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設の施設管理者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所管理者を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底・・・隨時
 - その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

11. 業務継続計画について

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理について

- (1) 利用者の使用するリハビリテーション室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための指針を定

め、必要な措置を講じるための体制を整備します。

- (3) 事業所（施設）における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 利用者の虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下にあげる事項を実施します。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備します。
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します（年1回以上）
- 4) 人権の擁護、虐待防止を適切に実施するための担当者を設置します。

事業所は、当該職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報します。

14. 職員へのハラスメント対策について

当事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメント（職場関係者に限らず、利用者やその家族から受けるものも含む）やパワーハラスメントの防止のために雇用管理上の措置を講じます。また利用者やその家族からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な措置を講じます。

- 1) 相談窓口を設置します。
- 2) ハラスメント被害防止のための指針を整備します。
- 3) ハラスメント被害防止のための研修を実施します。

職員への禁止行為は以下の通りとする。

- (1) 暴行・傷害等の身体的な攻撃を行うこと
- (2) 脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言等の精神的な攻撃を行うこと
- (3) 明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等を行うこと
- (4) 私的なことに過度に立ち入ること
- (5) サービス利用中の写真や動画撮影、音声録音を無断で行うこと。また、無断でSNS等に掲載すること

当施設では利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当施設では、患者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。尚、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

社会医療法人 社団 カレス サッポロ
カレス記念病院 通所リハビリテーション

当施設における利用者様の個人情報の利用目的

1. 施設内での利用

- ・利用者様に提供する居宅サービス
- ・介護保険事務
- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・利用者様への介護サービスの向上
- ・研修および実習への協力
- ・医療の質の向上を目的とした症例検討
- ・その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 施設外への情報提供としての利用

- ・他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・サービス担当者会議においての情報提供
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・ご家族等への病状説明
- ・保険事務への委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提供
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ・その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・外部監査機関への情報提供
- ・合併その他による事業継承に伴う個人データの提供
- ・同一事業所が開設する複数の病院間における情報提供
- ・技術向上を目的とした、治療結果及び情報の学会・学術雑誌等での発表

【 同意する • 同意しない 】 ※どちらかに☑をつける

年 月 日 本人（署名）：

○上記のうち、他の関係機関等への情報提供について同意し難い事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※問い合わせ窓口 通所リハビリテーション 担当者：小島 伸枝

○お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

○これらのお申し出は、後日でも撤回、変更等を申請することができます。

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション

契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書

上記の契約を証するため本書2通を作成し、ご利用者・事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日 (再契約の場合初回契約日 年 月 日)

事業者	事業者は通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて契約書・重要事項・個人情報の取り扱いについて説明しました。	
	事業者はご利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスについて誠実に責任を持って行います。	
	住所	札幌市東区北6条東3丁目1番地
	名称	社会医療法人 社団 カレス サッポロ カレス記念病院
	電話番号	(011)777-1011 管理者 小島伸枝 説明者 _____
ご利用者	私は通所リハビリテーションサービスの利用開始にあたり、本書面に基づいて契約書・重要事項の内容を確認しました。私はこの契約により通所リハビリテーションサービスを利用します。また、個人情報の利用に同意しました。	
	住所	_____
	_____	_____
	氏名	印
	電話番号	_____
	代筆の場合	代筆者_____ (続柄)
	代筆の理由()	_____
ご家族代表者	私は通所リハビリテーション利用開始にあたり、本書面に基づいて家族の個人情報の利用について同意しました。	
	住所	_____
	_____	_____
	氏名	印 (続柄)
電話番号	_____	

※ご利用者欄、ご家族欄の両方にご記入下さい。